

処遇首席・会計課長事務連絡

令和4年11月14日

首席矯正処遇官（処遇担当）

会 計 課 長

窓口差入れ時に差入人の本人確認を実施することについて
標記について、下記とおり実施することとしたので了解願います。

記

1 目 的

窓口差入れ時に差入人の本人確認を実施することによって、差入れの許否
判断の適正の確保、偽名等による不適切な差入れの防止等を図るため。

2 運用開始日

令和4年12月19日（月）

3 周知期間及び周知方法

（1）被収容者

令和4年11月18日から同年12月16日までの毎週金曜日の午
後5時頃に告知放送（別紙1）を実施する（計5回）。

併せて、居室棟勤務職員及び工場担当職員にも告知文を配布する。

（2）差入人及び面会人

令和4年11月18日から、待合室及び差入窓口に告知文（別紙2）
を掲示するとともに、差入窓口職員において取扱いを説明する。

（3）新たに入所する者

令和4年11月18日から、新入調室に告知文（別紙3）を掲示する
とともに、会計課領置係において取扱いを説明する。

（4）弁護人

広島弁護士会に標記に係る依頼文を送付し、同会会員に周知を依頼す
る。

(別紙1)

告知文

「令和4年12月19日月曜日から、関係法令に基づき、窓口差入れに来られた方に、窓口宅下げの受取と同様に、本人確認ができるものを提示してもらうこととなります。

前もって、面会や発信等でその旨を伝え、窓口差入れができないといったことにならないようにしてください。

繰り返します。

令和4年12月19日(月)から、・・・
してください。以上。」

※告知放送日時

- ①令和4年11月18日(金)午後5時頃
- ②同 年11月25日(金)午後5時頃
- ③同 年12月 2日(金)午後5時頃
- ④同 年12月 9日(金)午後5時頃
- ⑤同 年12月16日(金)午後5時頃

※実施者 夜勤監督者

(別紙2)

お願い

※窓口差入れをされる方へ

令和4年12月19日(月)

から、差入手続の適正化を
図るため、関係法令に基づ
き、窓口差入れをされる際
にも 本人確認ができるも
のを提示していただきま
すので、ご承知おきくださ
い。

広島拘置所

(別紙 3)

新入調室告知文

令和^{れいわ}4^{ねん}年1^{がつ}2^{にち}月1^{げつ}9^{にち}日(月)から、関係^{かんけい}法令^{ほうれい}
に^{もと}基づき、窓口^{まどぐち}差^さ入^しれに^こ来^{かた}られた^{まどぐち}方に、窓口^{まどぐち}
下^{たくさ}げの^{うけとり}受^{どうよう}取^とと同^{ほんにんかくにん}様に、本人^{ほんにん}確^{かく}認^{にん}が^{にん}できる^{にん}も
の^{ていじ}を^{ていじ}提^{ていじ}示^しして^{ていじ}もら^{ていじ}う^{ていじ}こ^{ていじ}と^{ていじ}な^{ていじ}り^{ていじ}ま^{ていじ}す。

前^{まえ}も^{まえ}つ^{まえ}て、この^{まえ}こ^{まえ}と^{まえ}を^{まえ}面^{めん}会^{かい}や^{まえ}発^{はつ}信^{しん}等^{とう}で^{つた}伝^{つた}え、
差^さ入^しれに^こ来^{かた}られた^{まどぐち}方^{まどぐち}が、窓^{まどぐち}口^さ差^さ入^しれ^{まどぐち}が^{まどぐち}でき^{まどぐち}な
い^{まどぐち}と^{まどぐち}い^{まどぐち}つ^{まどぐち}た^{まどぐち}こ^{まどぐち}と^{まどぐち}に^{まどぐち}な^{まどぐち}ら^{まどぐち}な^{まどぐち}い^{まどぐち}よ^{まどぐち}う^{まどぐち}に^{まどぐち}し^{まどぐち}て^{まどぐち}く^{まどぐち}だ^{まどぐち}
さい。

広島拘置所